

広島県告示第八百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市沼隈町大字中山南、同町大字上山南及び同町大字下山南地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	平迫（三九〇九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平迫（三九〇九）	急傾斜地の崩壊
	大迫（三九一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大迫（三九一〇）	急傾斜地の崩壊
	大迫（三九一〇—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大迫（三九一〇—一）	急傾斜地の崩壊
	下森迫（三九一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下森迫（三九一一）	急傾斜地の崩壊
	下森迫（三九一一—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下森迫（三九一一—一）	急傾斜地の崩壊
	塚ノ口（三九一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	塚ノ口（三九一二）	急傾斜地の崩壊
	勝負迫（三九一三—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勝負迫（三九一三—一）	急傾斜地の崩壊
	勝負迫（三九一三—二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勝負迫（三九一三—二）	急傾斜地の崩壊
	勝負迫（三九一三—三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勝負迫（三九一三—三）	急傾斜地の崩壊
	上横倉（三九一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上横倉（三九一六）	急傾斜地の崩壊
	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項				

○) 中横倉 (八)	地滑り	次の図のとおり	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 上八日谷谷川 (八三七) 中横倉谷川 (八三八一) </div> <div style="text-align: center; width: 100%;"> 上八日谷谷川 (八三七) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 土石流 土石流 </div> <div style="text-align: center; width: 100%;"> 次の図のとおり </div> </div>		
〜) 黒瀬 (三九)	地滑り	次の図のとおり			
〜) 黒瀬 (三九)	地滑り	次の図のとおり	上八日谷谷川 (八三七)	土石流	次の図のとおり
〜) 黒瀬 (三九)	地滑り	次の図のとおり	上八日谷谷川 (八三七)	土石流	次の図のとおり
〜) 黒瀬 (三九)	地滑り	次の図のとおり	上八日谷谷川 (八三七)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。